

# 参考資料

用語の解説

## ○ 用語の解説

- [あ] アメニティ 「快適環境」と訳され、場所・気候風土・自然・社会環境など、環境の総合的な質を表します。
- 延焼遮断帯 火災の延焼をくいとめるため帯状に、道路や、河川、不燃化した建築物などで、市街地の外周を囲むように設置する空間をいいます。
- 屋上緑化 建築物の屋上を、芝生や庭園として植栽すること。  
都市が市街地化すると鉄筋コンクリート造りや鉄骨鉄筋コンクリート造りの建物が増え、畑や植樹がなくなり、建物の屋上はアスファルト防水やウレタン防水でおおわれ、建物の温度が上昇し、建物が立ち並ぶ地帯はヒートアイランド化します。そのうえ冷暖房により夏は大量の熱が放出するので、市街地の温度は周囲よりも2度から5度高くなってしまいます。これを防ぐためにビルの屋上を緑化して少しでも気温を下げる工夫として屋上緑化が行われています。
- オープンスペース 建造物などが無い、一定の地域的な広がりのある空間。公園や河川の水辺地、駅前広場、集合住宅の住棟間等をいいます。
- 大網白里町地域防災計画 大網白里町の地域に係る防災に関し、災害予防活動、災害応急対策活動及び災害復旧活動等の一連の災害対策を定めた計画をいいます。
- [か] 街区公園 都市公園に含まれる公園の一種です。主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置することとされています。
- 回遊ルート 回遊とは、方々をめぐり遊ぶことの意味で、町の中を巡ることができる経路を意味します。
- 環境基本計画 環境基本法に基づき、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、21世紀初頭までの施策の基本的方向等について定めたもの。1994（平成6）年12月閣議決定。
- 貴重種 動植物のうち、絶滅の恐れのある種など、個体数が少ない種のことをいいます。

急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地で、相当数の居住者に危害が及ぶおそれがあるため、崩壊を誘発するような一定の行為を制限する必要があるとして、知事が指定する区域です。
近隣公園	都市公園に含まれる公園の一種です。主として近隣に居住する者の利用に供する事を目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置します。
空地	建物や田畑などのない土地。あきち。都市計画で、公園、緑地、広場などをいいます。
圏央道	首都圏中央連絡自動車道の略称です。圏央道は、首都の中心部からおおよそ半径40～60kmの位置に計画されており、横浜厚木、八王子、川越、つくば（研究学園都市）、成田、木更津などの中核をなす都市を連絡する高速道路として整備が進められています。圏央道は町内の西部丘陵地に計画されており、東金茂原道路とも呼ばれています。
県立九十九里自然公園	県立九十九里自然公園は、北の海上郡飯岡町刑部岬から南の夷隅郡岬町太東岬までの弓状に湾曲した約66kmにわたる九十九里浜を中心とした地域が指定されており、海岸景観が主体で、砂浜と防風林による雄大な風景を形成しています。町内では、小中池公園周辺と白里海岸一体が指定されています。
〔さ〕 里山	里山とは、人里に近い集落周辺の低山地帯を総称し、雑木林や竹林、ため池、棚田、畑なども含めた生活エリアを指します。
市街化区域・市街化調整区域	都市計画法において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することができます。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域またはおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域をいいます。
施設緑地	国や地方公共団体が土地を取得して、目的に応じた公園等を造り公開する緑地のことです。一般には、都市公園法に基づく公園等がこれに該当します。
自然護岸	河川などの水害を防ぐための工作物のうち、生態系を守るため、コンクリートなどの人工の材料を使用せず、土や石などの自然の材料を使用した護岸をいいます。

自然公園	自然公園法に基づき指定され、自然の景勝地を保護し、国民の保健・休養に資する目的で設けられた公園。国立公園・国定公園・都道府県立自然公園の3種をいいます。
自転車道	自転車が通行する道をいいます。
社寺林	神社や寺に植生している樹木群をいいます。
斜面林	斜面地に生息する樹木群をいいます。
首都圏自然歩道関東ふれあいの道	関東地方一都六県をぐるりと一周する長距離自然歩道です。総延長は1,665Kmで、東京都八王子梅の木平を起終点に、高尾山、奥多摩、秩父、筑波山、九十九里浜、房総、三浦半島、丹沢などを結んでいます。美しい自然を楽しむばかりでなく田園風景、歴史や文化遺産にふれあうことのできる道です。
ショッピングモール	遊歩道や歩行者専用の買い物広場などのある商店街をいいます。
親水空間	水に触れたり、鑑賞したりするなど、水に親しむことができる空間をいいます。
〔た〕 地域制緑地	風致地区、近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保存地区、緑地保全地区※、生産緑地地区等、一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで、良好な自然的環境等の保全を図ることを目的とした都市計画体系上の緑地保全に係る制度の総称です。
地域森林計画対象民有林	「森林法」に基づき策定される「地域森林計画」において位置づけられる民有林のことをいいます。
地区計画	それぞれの地区の特性にふさわしい良好な都市環境の形成を図るために定められる計画で、地区の将来目標像を示す「地区計画の方針」と、生活道路、公園等の公共施設の配置や、建築物の建築形態のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、地域の住民の声を十分に反映した「地区レベルの都市計画」といわれています。
地区公園	都市公園に含まれる公園の一種です。主として徒歩圏内に居住する者の利用に供する事を目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置します。
千葉県レッドデータブック	千葉県内における絶滅のおそれのある野生生物に関するデータ集をいいます。

鳥獣保護区	鳥獣の保護・繁殖のため、環境大臣または都道府県知事が設ける区域。鳥獣の捕獲は、特に許可を受けた場合を除き禁止されます。かつての禁猟区に代わるもの。
町民農園	自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として、農地を一定区画に区分し、一定期間貸付ける農園のことをいいます。
都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用をうけるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定しています。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	平成 12 年の都市計画法改正で、新たに位置づけられた計画で、「都市計画区域マスタープラン」ともいいます。（都市計画法第6条の2）。 都市計画区域マスタープランは、都道府県が、広域的な視点から、都道府県が定める都市計画に関わる根幹的な事柄についての基本方針を定めます。
都市マスタープラン	都市マスタープランは、地域に密着したきめ細かい視点で、市町村が定める都市計画が準拠すべきマスタープランであり、正式名称は「都市計画に関する基本的な方針」といいます。（都市計画法 18 条の2）。大網白里町では、本計画と平行し策定作業を進め平成 15 年 3 月に「大網白里町都市マスタープラン」を策定しました。
都市公園	「都市公園法」に定義される公園の分類。地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、国が設置する公園緑地を含めたものをいいます。
〔な〕 農業振興地域・農用地区域	農業振興地域は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農業の振興を図るため指定する地域のことをいいます。 そのうち、優良農地として守る必要のある農地を、「農用地区域」として指定しています。
〔は〕 風致地区	都市計画法に定められた法的規制をとまなう地区で、都市の自然景観およびこれと一体となった史跡・名勝、緑豊かな市街地などの良好な環境を保全するために指定される地域です。

壁面緑化	建築物の壁面を、芝生や庭園として植栽することをいいます。 屋上緑化と同様に、市街地のヒートアイランド化を防ぐために行うものです。
保安林	木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林のことです。 保安林においては、立木材の伐採等一定の行為を行う際には、都道府県知事の許可が必要となります。
ポケットパーク	市街地内のビルが建ち並ぶ街の一角などに設けられる小公園をいいます。
保存樹、保存樹林	「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、都市計画内における、一定の要件に該当する樹木やその集団のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するため保存の必要があると認め、指定するものです。
防災公園	大地震などの災害の際に、広域的な避難地、火災の延焼防止、救助・救援部隊やボランティア等の活動拠点、復旧・復興活動拠点、仮設住宅用地等の活用が可能な大規模公園のことをいいます。
[ま] 町総合計画	平成 13 年度から平成 22 年度を目標年次とした、町の経営の根幹をなす計画であり、本町における各種計画の最も上位に位置し、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されます。
[や] 谷津田	谷津にある湿田をいいます。
屋敷林	屋敷の敷地内に植生している樹木群をいいます。
ユニバーサルデザイン	すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）という意味です。年齢、性別、身体、国籍など、人びとが持つ様々な特性や違いを越えて、はじめからできるだけ全ての人々が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物、施設、製品などのデザインをしていこうとする考え方をいいます。（ユニバーサル：普遍的な）
[ら] ランドマーク	街や地域等を印象づけるような地理的な目印のことをいいます。都市全体で見れば高い塔や歴史的建造物等がランドマークとなり、広い範囲で見れば、彫刻や樹木などもランドマークとなります。

緑化率	明確な区画境界を有する特定敷地の全面積に対する緑化地面積の割合をいいます。
緑地保全条例	緑地保全法に定められた、緑地保全地区の指定を規定する条例をいいます。
緑地保全地区	都市計画法に基づく地域地区の一種で、都市における緑地を保全するために指定される地区のことをいいます。その指定要件、行為制限などは都市緑地保全法に定められています。
緑地協定	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地所有者の全員の合意により、市町村の許可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定です。
緑道	緑地帯を形成する道路で、自動車の通行を抑制し、安全性、快適性に配慮した歩行者優先のみちです。緑道は、散策・ショッピング・サイクリングなどに利用され、また街の景観を向上させるとともに、災害時には避難路としても役立つものです。

